

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

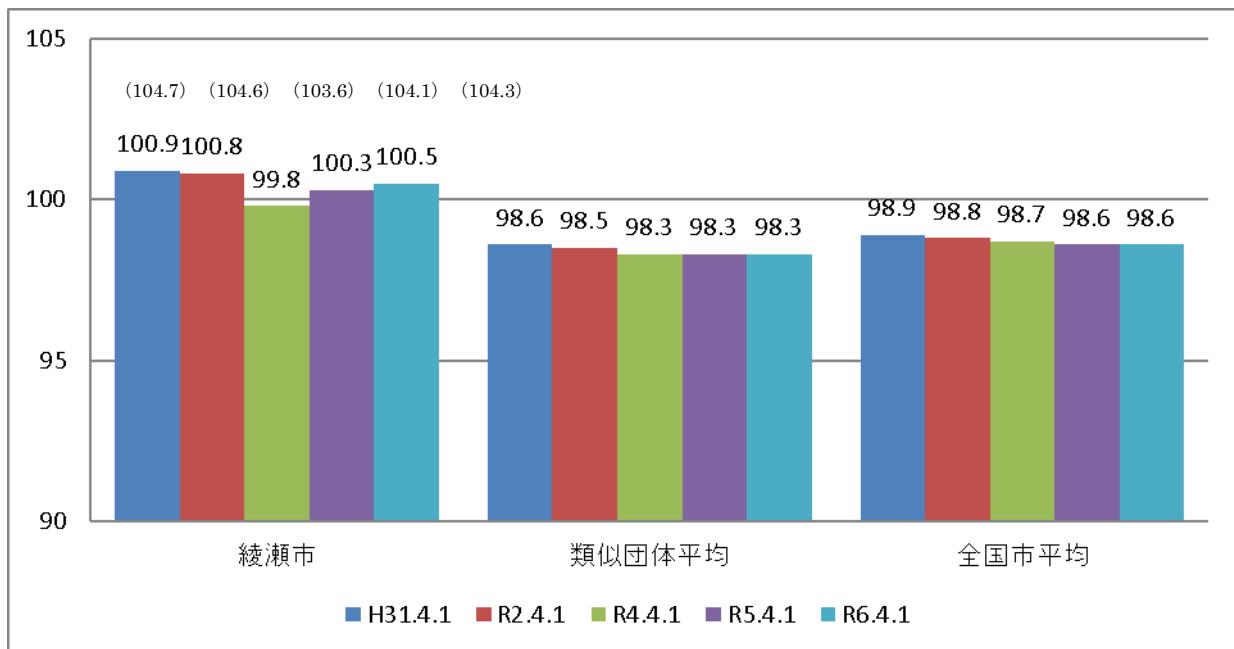
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6 年度	82,811人	33,587,142 千円	1,190,975 千円	6,473,551 千円	19.3%	18.4%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費 B/A	
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和6 年度	628人 (37)	2,374,344 千円	801,322 千円	1,077,009 千円	4,252,675 千円	6,771 千円	6,181 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。  
 3 ( )内の数字は、暫定再任用短時間勤務職員であり、外数です。  
 4 類似団体平均の額は、令和6年度の値です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
- (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出します。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給与月額について、本来の給与月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由  
国家公務員の給与水準とほぼ同水準ですが、民間等の経験者を採用したことにより経験年数の低い層の職員の給料額が国家公務員と比べると高くなっているためです。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	綾瀬市 給与改定率	神奈川県 給与改定率	(参考) 国の改定率
令和6年度	3.02%	2.78%	2.76%

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	綾瀬市 年間支給月数	神奈川県 年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
令和6年度	4.6月	4.6月	4.6月

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、初任給を大幅に引き上げ、地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和6年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.02%の引上げ、8級を除いて国に準拠した給料表へと改正しました。技能労務職の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

[実施]

地域手当の大くくり化等による支給地域及び支給割合の見直しに伴い地域手当を12%へ引き上げました。(令和7年4月1日実施)

③ その他の見直し内容

[実施]

特殊勤務手当について、災害応急業務手当を新設しました。(令和7年4月1日実施)

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
綾瀬市	39.2歳	314,358円	430,623円	386,895円
神奈川県	42.8歳	323,335円	423,674円	383,367円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	-
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

※「神奈川県」、「国」、「類似団体」は、令和6年4月1日現在の値です。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)	
綾瀬市	54.8	25	347,620	421,698	415,071	—	—	—	—
うち清掃職員	54.0	17	352,164	424,666	424,666	廃棄物処理業従業員	47.7	314,900	1.34
うち道路整備員	54.2	5	342,720	404,367	401,944	—	—	—	—
うち施設作業員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	52.3	252	297,537	356,224	343,449	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	330,553	—	—	—	—	—
類似団体	52.7	16	321,506	377,113	353,146	—	—	—	—
区分		参考					年収ベース(試算値)の比較		
		公務員(C)		民間(D)		C/D			
綾瀬市		—		—		—			
うち清掃職員		6,623,300		4,376,300		1.51			
うち道路整備員		6,581,000		—		—			
うち施設作業員		—		—		—			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものを、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているも

のです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

#### (7) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		綾瀬市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	230,000 円	225,600 円	196,200 円
	高校卒	201,000 円	194,500 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	201,000 円	192,500 円	—
	中学卒	188,000 円	—	—

（注）「国」は、令和6年4月1日現在の値です。

#### (8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	278,361 円	362,357 円	392,850 円	410,633 円
	高校卒	263,000 円	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	373,700 円
	中学卒	—	—	—	—

#### (9) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

綾瀬市		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額 (令和6年度)		1人当たり平均支給額 (令和5年度)		—	
1,720 千円		1,764 千円			
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1月分)		(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)		(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	

職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%
------------------------------------	--	--

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

### ③ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
②. 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

### ④ 退職手当（令和6年4月1日現在）

綾瀬市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67月分	24.587月分	勤続20年	19.67月分	24.587月分
勤続25年	28.04月分	33.271月分	勤続25年	28.04月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～20%)			その他他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	5,380千円	23,052千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ⑤ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	266,312千円
---------------	-----------

支給職員 1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		385,401円
支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
12%	691人	6%

⑥ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	2,451千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	16,674円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	19.5%		
手当の種類（手当数）	8手当		
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (令和6年度 決算)	左記職員に対する支 給単価
感染症等接触手当	(1) 感染症、狂犬病等の救護治療、看護、防疫作業、病毒汚染物処理作業又は患者若しくは死人の輸送業務等に従事した職員 (2) 家畜伝染病で伝染病を有する家畜又はその疑いのある家畜の防疫業務に従事した職員	151千円	日額250円
危険物取扱手当	危険物の保安の監督業務に従事した職員	9千円	1回500円
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人等の検死立会い及び死体処理に従事した職員	0円	日額1,000円
消防手当	消防車両の運転に従事した消防職員	464千円	大型 日額200円 普通 日額150円
消防特殊業務手当	(1) 救急救命処置を行う業務に従事した消防職員  (2) 次に掲げる業務に従事した消防職員 ア 地面又は水面からの高さがおおむね10メートル以上ある足場の不安定な場所、揮発油等が散乱して引火のおそれがある場所その他これらに準ずる場所として規則で定める場所で消防活動を行う業務 イ 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがあ	120千円  1,147千円	日額500円  日額200円

	<p>る場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務</p> <p>ウ 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者への接触を伴う業務</p> <p>エ 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務</p> <p>オ 一見して死亡状態と判断できる者又は観察等の結果、死亡状態と判断できる者を観察する業務</p>		
災害応急業務手当	(1) 災害現場において行う巡回監視の業務に従事した職員	0 千円	日額 710 円 (適用区域において従事した場合は、日額 1,080 円)
	(2) 災害現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業等に従事した職員	0 千円	日額 1,080 円
	(3) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 63 条第 1 項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督等の業務に従事した職員	0 千円	日額 1,080 円
	(4) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助等の業務に従事した職員	0 千円	日額 840 円 (適用区域において従事した場合は、日額 1,080 円)
	(5) 適用区域において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査の業務その他市長が必要と認める業務に従事した職員	0 千円	日額 1,080 円
社会福祉業務手当	社会福祉主事の職務又は査察指導の職務として、生活保護に係る訪問調査業務に従事した職員	111 千円	日額 200 円

特殊車両運転手当	(1) 清掃、バキューム又は道路維持作業用の自動車の運転に従事した職員	438 千円	日額 150 円
	(2) グレーダー等の運転に従事した職員	5 千円	日額 500 円
	(3) バケットドーザ等の運転に従事した職員	6 千円	日額 250 円

#### ⑦ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	246,287 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	327 千円
支給実績（令和5年度決算）	259,424 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	391 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### ⑦ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 4,000 円	異なる	6,500 円	71,111 千円	252,168 円 <u>282 人</u>
	配偶者以外の扶養親族 子:12,500 円 父母等:7,500 円	異なる	子:10,000 円 父母等:6,500 円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の特定加算 5,500 円	異なる	5,000 円		
住居手当	借家(限度額) 市内:29,700 円 市外:27,000 円	異なる	28,000 円	53,102 千円	209,066 円 <u>254 人</u>
	持家 市内:5,000 円 市外:0 円	異なる	支給なし		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	交通機関（2Km以上） 全額支給 (限度額 55,000円)	同じ		49,534千円	85,110円 582人
	交通用具（2Km以上） 2km～5km 3,000円	異なる	2,000円		
	5km～10km 4,700円	異なる	4,100円		
	10km～15km 7,100円	同じ			
	15km～20km 10,000円	同じ			
	20km～25km 12,900円	同じ			
	25km～30km 15,800円	同じ			
	30km～35km 18,700円	同じ			
	35km～40km 21,600円	同じ			
	40km～45km 24,400円	同じ			
	45km～50km 26,200円	同じ			
	50km～55km 28,000円	同じ			
	55km～60km 29,800円	同じ			
	60km以上 31,600円	同じ			
管理職手当	部長、担当部長 85,000円	異なる	72,700円	66,990千円	788,117円 85人
	参事 70,000円		59,500円		
	課長、担当課長 65,000円				
	総括主幹 50,000円		55,500円		
休日勤務手当	休日の勤務時間に勤務した勤務時間に対し支給(勤務1時間当たりの給与額の100分の135)	同じ		25,497千円	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、午前0時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給。	異なる	管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、平日深夜に勤務した場合、勤務1回	229千円	—

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
			につき 6,000 円 を超えない範囲 内の額を支給。		

(10) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長 教育長	911,000円 740,000円 684,000円	(参考)類似団体における最高額／最低額 (令和6年4月1日現在)	
			1,061,000円	/ 593,400円
			885,000円	/ 547,600円
			一円	/ 一円
報酬	議長	530,000円	737,000円	/ 372,000円
	副議長	429,000円	653,000円	/ 294,000円
	議員	398,000円	591,000円	/ 266,000円
期末手当	市長・副市長 教育長・議長 副議長・議員	(令和6年度支給割合) 4.5月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×勤続期間×400/100	14,576,000円	任期毎
		給料月額×勤続期間×300/100	8,880,000円	任期毎
		給料月額×勤続期間×200/100	4,104,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月、教育長は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

その概要は次のとおりです。

種類	内 容	支 給 額	
		市長、副市長 及び教育長	その他の職員
鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	運賃等を支給しています。	運賃等の額	
宿泊料	宿泊に要し現に支払った額を支給します。	実費額 (上限 59,000 円)	
旅行雑費	外国への出張に係る旅行者の予防注射料、 旅券交付手数料、旅券査証手数料、外貨交換手数料及び入出国税を支給しています。	実費額	
死亡手当	外国への出張中に死亡した場合に定額で支給します。	640,000 円	520,000 円